

前回定例会（平成25年1月9日）以降の主な動き

平成25年2月6日
資源エネルギー庁
柏崎刈羽地域担当官事務所

原子力・エネルギー政策の見直し等

- エネルギー基本計画（エネルギー政策基本法に基づく。事務局は経済産業省資源エネルギー庁）
（総合資源エネルギー調査会基本問題委員会の開催なし）

電力システム改革戦略（事務局は経済産業省）

- 【1月21日】総合資源エネルギー調査会総合部会第11回電力システム改革専門委員会
 - ・詳細設計の検討（3）
- 【2月 8日】総合資源エネルギー調査会総合部会第12回電力システム改革専門委員会（予定）
 - ・取りまとめにむけた検討

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 原子力科学技術委員会 もんじゅ
研究計画作業部会（事務局は文部科学省）

- 【1月22日】第6回部会
 - ・「中間的な論点のとりまとめ」について
 - ・「もんじゅ」等の研究計画について

その他

- 【1月25日】第3回日本経済再生本部
〈総理指示〉第1回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について

（参考）第1回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について（第3回日本経済再生本部・本部長 内閣総理大臣 安倍晋三）

第1回産業競争力会議での議論を踏まえ、関係大臣におかれては、喫緊の重要政策課題に関する当面の対応として、以下の事項について対応されたい。（以下抜粋）

（責任あるエネルギー政策の構築）

経済産業大臣は、前政権のエネルギー・環境戦略をゼロベースで見直し、エネルギーの安定供給、エネルギーコスト低減の観点も含め、責任あるエネルギー政策を構築すること。

(参考) 日本経済再生本部の設置について(平成24年12月26日閣議決定)(抜粋)

○我が国経済の再生に向けて、経済財政諮問会議との連携の下、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に、これらの企画及び立案並びに総合調整を担う司令塔となる日本経済再生本部(以下「本部」という。)を設置する。

○本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣

本部長代理 副総理

副本部長 経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣官房長官

本部員 他の全ての国務大臣

【2月 1日】 福島に「福島復興再生総局」を新設(福島復興局、福島環境再生事務所、原子力災害現地対策本部を統括。福島・東京2本身体制)

(以上)